

議案第 77 号

清水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和元年 12 月 10 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

清水町印鑑の登録及び証明に関する条例(昭和 51 年清水町条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 意志能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第 10 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

(3) 意志能力を有しない者となったとき。

附 則

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。